

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金(私立)の支給に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福岡県知事

## 公表日

令和6年3月11日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



システム2～5									
システム2									
①システムの名称	団体内統合宛名システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 団体内統合宛名番号付番機能: 団体内統合宛名番号の付番及び業務利用番号との紐付け等を行う機能。</li> <li>2. 宛名情報等管理機能: 団体内統合宛名番号、個人番号、業務種別、業務利用番号及び基本4情報の管理等を行う機能。</li> <li>3. 基本4情報等出力機能: 個人番号、基本4情報の中間サーバー及び業務システムへの提供等を行う機能。</li> <li>4. 符号取得支援機能: 符号取得依頼ファイルの生成等を行う機能。</li> <li>5. 情報提供支援機能: 中間サーバーに対する特定個人情報登録等を行う機能。</li> <li>6. 情報照会支援機能: 中間サーバーに対する情報照会の要求依頼及び情報結果取得依頼等を行う機能。</li> <li>7. 庁内連携支援機能: 個人番号を利用した庁内連携の支援等を行う機能。</li> <li>8. 共通変換機能: 文字コード及びデータ形式等の変換を行う機能。</li> <li>9. 職員認証・権限管理機能: 職員認証によるアクセス制限、権限管理及びログ管理等を行う機能。</li> </ol>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバー )									
システム3									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・符号と団体内統合宛名番号を紐付け、その情報を保管し、管理する。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び照会した情報の受領を行う。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</li> <li>・特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の記録を生成、保管する。</li> <li>・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</li> <li>・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[ ] その他 ( )</td> </tr> </table>	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ ] その他 ( )	
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ ] その他 ( )									
システム4									
システム5									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一 第91の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第66条</li> <li>・支援金法施行規則(平成22年文部科学省令第13号) 第3条</li> </ul>
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[    実施する    ]</div> <div style="font-size: small;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号、別表第二 第113の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第58条各号</li> </ul>
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課
②所属長の役職名	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	
-	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	福岡県内の学校に在学する生徒の保護者等
その必要性	支援金の受給資格認定審査にあたり、生徒の保護者等の課税情報を照会する必要があるため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報: 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。</li> <li>○連絡先等情報 ・4情報: 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。</li> <li>○業務関係情報 ・地方税関係情報、生活保護関係情報: 保護者等の課税情報等を基に、支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。</li> <li>・学校・教育関係情報: 生徒が支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成31年4月
⑥事務担当部署	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 関係各私立高等学校等 )	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )	
③使用目的 ※	申請者である生徒が、支援金法第3条第2項第3号又は同法第5条第2項に定める者に該当するか審査を行う必要があるため。	
④使用の主体	使用部署	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	生徒が支援金法第3条第2項第3号又は同法第5条第2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報等を基に受給資格認定及び支給額の判定を行う。	
	情報の突合	・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出された個人番号を突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。
⑥使用開始日	平成31年4月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託しない ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( ) 件	
委託事項1		
①委託内容		
②委託先における取扱者数	[ ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
再委託	④再委託の有無 ※	[ ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>提供先2～5</b>	
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先11～15</b>	
<b>提供先16～20</b>	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] [ ] <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先6～10</b>	
<b>移転先11～15</b>	
<b>移転先16～20</b>	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### ○就学支援金システム

就学支援金システムが設置されているデータセンターは、以下の対策の実施している。

- ・昼夜問わず警備員が常駐・館内巡回し、入退館を24時間管理
- ・監視カメラ等によって、入退館時・機器設置室への入退室時及びラック周囲、通路の状況を監視・記録

・入館・入室の際に、センター要員による立会が必須

・機器設置室の入室の際に、事前申請と写真付身分証の提示を義務付け

・機器設置室への入室の際にはICカードを使用し、入退室記録が自動的に取得される設備を保有

・問題等発生時には、入退室者の特定が可能

### ○特定個人情報等が記録された書類及び電子記録媒体

特定個人情報等が記録された書類及び電子記録媒体の保管場所は、以下の対策を実施する。

- ・執務室内に施錠可能なキャビネットを設置し、その中に保管・施錠することで、担当以外が接触できないよう物理的な対策を実施。

### ○中間サーバー・プラットフォーム

・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。

・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存している。

### ○団体内統合宛名システム

・団体内統合宛名システムのサーバー設置場所は、耐震等設備及び予備電源を備え、ICカード等による入退室管理を行い、その入退室の事跡を記録している。

・特定個人情報は、サーバー室内に設置された団体内統合宛名システムのデータベース内に保存し、バックアップもデータベース上に保存することとしている。

## 7. 備考

—

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

- ・生徒氏名
- ・生徒氏名(ふりがな)
- ・生徒の生年月日
- ・生徒の住所
- ・生徒が在学する学校の名称
- ・学校種・課程
- ・当該学校での在学期間
- ・履修単位数
- ・保護者等の氏名
- ・保護者等の氏名(ふりがな)
- ・保護者等の連絡先
- ・生徒との続柄
- ・保護者等の個人番号
- ・保護者等の統合宛名番号
- ・課税先の市町村名
- ・保護者等の市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額
- ・保護者等の課税標準額及び市町村民税の調整控除の額
- ・保護者等の生活保護関係情報
- ・支援金の受給資格、支給額に関する情報



**4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** [ ○ ] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

**5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** [ ○ ] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ O ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;就学支援金システム&gt;  ・就学支援金システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の課税等に関する情報のみを電子媒体を利用したファイル連携により登録する。</p> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。  ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、捜査内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。  (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。  (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;  ・情報照会を団体内統合宛名システムを通じて行う場合、情報照会の記録を保持する。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。  ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。  ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。  ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極小化する。</p>			

## 7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">その内容</td> <td style="padding: 5px;">-</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">再発防止策の内容</td> <td style="padding: 5px;">-</td> </tr> </table>	その内容	-	再発防止策の内容	-		
その内容	-					
再発防止策の内容	-					
その他の措置の内容	-					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体についてはシュレッダーによる裁断を行う

## 8. 監査

実施の有無 [  ] 自己点検 [  ] 内部監査 [  ] 外部監査

## 9. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">具体的な方法</td> <td style="padding: 5px;">                     &lt;就学支援金システムにおける措置&gt;                      ・職員に個人情報保護に関する研修を受講させる。                       &lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;                      ・職員に特定個人情報を扱う業務に携わる前に個人情報保護に関する研修を行う。                 </td> </tr> </table>	具体的な方法	<就学支援金システムにおける措置> ・職員に個人情報保護に関する研修を受講させる。  <団体内統合宛名システムにおける措置> ・職員に特定個人情報を扱う業務に携わる前に個人情報保護に関する研修を行う。		
具体的な方法	<就学支援金システムにおける措置> ・職員に個人情報保護に関する研修を受講させる。  <団体内統合宛名システムにおける措置> ・職員に特定個人情報を扱う業務に携わる前に個人情報保護に関する研修を行う。			

## 10. その他のリスク対策

-

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	<福岡県個人情報保護条例の規定による場合>(以下、②~④に同じ) 福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104
②請求方法	指定様式(個人情報開示請求書)による窓口受付又は郵送の方法による。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課修学支援係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3139
②対応方法	問い合わせの受付時に、問い合わせに対する対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年1月4日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—



## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要／6. 特定個人情報の保管・消去／保管場所	○中間サーバー・プラットフォーム ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理している。	○中間サーバー・プラットフォーム ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和3年3月8日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別添1)ファイル記録項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒氏名</li> <li>・生徒氏名(ふりがな)</li> <li>・生徒の生年月日</li> <li>・生徒の住所</li> <li>・生徒が在学する学校の名称</li> <li>・学校種・課程</li> <li>・当該学校での在学期間</li> <li>・履修単位数</li> <li>・保護者等の氏名</li> <li>・保護者等の氏名(ふりがな)</li> <li>・保護者等の連絡先</li> <li>・生徒との続柄</li> <li>・保護者等の個人番号</li> <li>・保護者等の統合宛名番号</li> <li>・課税先の市町村名</li> <li>・保護者等の市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額</li> <li>・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒氏名</li> <li>・生徒氏名(ふりがな)</li> <li>・生徒の生年月日</li> <li>・生徒の住所</li> <li>・生徒が在学する学校の名称</li> <li>・学校種・課程</li> <li>・当該学校での在学期間</li> <li>・履修単位数</li> <li>・保護者等の氏名</li> <li>・保護者等の氏名(ふりがな)</li> <li>・保護者等の連絡先</li> <li>・生徒との続柄</li> <li>・保護者等の個人番号</li> <li>・保護者等の統合宛名番号</li> <li>・課税先の市町村名</li> <li>・保護者等の市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額</li> <li>・保護者等の課税標準額及び市町村民税の調整控除の額</li> <li>・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出、公表が義務付けられていない

令和3年3月8日	Ⅲ リスク対策／6. 情報提供ネットワークシステムとの接続／リスク1: 目的外の入手が行われるリスク／リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和4年3月15日	Ⅰ 基本情報／5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	事後	形式的な変更であるため重要な変更にあたらない

令和4年4月1日	I 基本情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／②事務の内容	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「支援金」という。)の支給に関する法律(平成22年法律第18号)(以下「支援金法」という。)に基づき、その授業料に充てるために支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入学時等)  ②支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等のマイナンバーカード等(通知カードも可。以下同様)の写しの提出  ③保護者等の個人番号のデータ化  ④情報提供ネットワークシステムを利用した、市町村への保護者等の税額情報の照会  ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報を基にした、受給資格の認定、支給額の判定  ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知  ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き支援金の受給をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施  ⑧4月申請で不認定となった生徒、前年度で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①及び④～⑥を実施</p>	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「支援金」という。)の支給に関する法律(平成22年法律第18号)(以下「支援金法」という。)に基づき、その授業料に充てるために支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p> <p>具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。</p> <p>①支援金の受給を希望する生徒からの、受給資格認定の申請(入学時・転入学時等)  ②支援金の受給を希望する生徒からの、保護者等の個人番号の提出  ③保護者等の個人番号のデータ化(個人番号が書面で提出された場合に限る)  ④情報提供ネットワークシステムを利用した、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会  ⑤上記④で取得した保護者等の税額情報等を基にした、受給資格の認定、支給額の判定  ⑥受給資格の認定、支給額の判定結果の通知  ⑦受給資格認定を受けた生徒が引き続き支援金の受給をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記④～⑥を実施  ⑧4月申請で不認定となった生徒、前年度で不認定となった生徒のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、再申請時に上記①～⑥を実施</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和4年4月1日	I 基本情報／2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム／②システムの機能	・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報を取り込み、受給資格の審査を行う。	・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報等を取り込み、受給資格の審査を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和4年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要／2. 基本情報 /④記録される項目／主な記録項目	・業務関係情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報	・業務関係情報 <input type="checkbox"/> 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> 学校・教育関係情報	事前	重要な変更

令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／2. 基本情報／④記録される項目／その妥当性	○業務関係情報 ・地方税関係情報： 保護者等の課税情報を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。	○業務関係情報 ・地方税関係情報、生活保護関係情報： 保護者等の課税情報等を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／⑤使用方法	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報を基に支給資格認定および支給額の判定を行う。	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報等を基に支給資格認定及び支給額の判定を行う。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和4年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／⑤使用方法／情報の突合	・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出されたマイナンバーカードの写しを突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。	・申請書等に記載された保護者等の氏名、性別等の情報と、提出された個人番号を突合し、個人番号に誤りがないことを確認する。	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和4年4月1日	(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒氏名</li> <li>・生徒氏名(ふりがな)</li> <li>・生徒の生年月日</li> <li>・生徒の住所</li> <li>・生徒が在学する学校の名称</li> <li>・学校種・課程</li> <li>・当該学校での在学期間</li> <li>・履修単位数</li> <li>・保護者等の氏名</li> <li>・保護者等の氏名(ふりがな)</li> <li>・保護者等の連絡先</li> <li>・生徒との続柄</li> <li>・保護者等の個人番号</li> <li>・保護者等の統合宛名番号</li> <li>・課税先の市町村名</li> <li>・保護者等の市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額</li> <li>・保護者等の課税標準額及び市町村民税の調整控除の額</li> <li>・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒氏名</li> <li>・生徒氏名(ふりがな)</li> <li>・生徒の生年月日</li> <li>・生徒の住所</li> <li>・生徒が在学する学校の名称</li> <li>・学校種・課程</li> <li>・当該学校での在学期間</li> <li>・履修単位数</li> <li>・保護者等の氏名</li> <li>・保護者等の氏名(ふりがな)</li> <li>・保護者等の連絡先</li> <li>・生徒との続柄</li> <li>・保護者等の個人番号</li> <li>・保護者等の統合宛名番号</li> <li>・課税先の市町村名</li> <li>・保護者等の市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額</li> <li>・保護者等の課税標準額及び市町村民税の調整控除の額</li> <li>・保護者等の生活保護関係情報</li> <li>・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報</li> </ul>	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和4年4月1日	Ⅲ リスク対策／3. 特定個人情報の使用／リスクに対する措置の内容	・就学支援金事務処理システムでは、個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の課税に関する情報のみを登録する。	・就学支援金事務処理システムでは、個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の課税等に関する情報のみを登録する。	事前	重要な変更

令和4年4月1日	Ⅲ リスク対策／6. 情報提供ネットワークシステムとの接続／リスクに対する措置の内容	<p>&lt;就学支援金事務処理システム&gt;</p> <p>・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の課税に関する情報のみを電子媒体を利用したファイル連携により登録する。</p>	<p>&lt;就学支援金事務処理システム&gt;</p> <p>・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の課税等に関する情報のみを電子媒体を利用したファイル連携により登録する。</p>	事前	重要な変更
令和6年3月11日	<p>I 基本情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／②事務の内容</p> <p>※後半部分の記載省略</p>	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「支援金」という。)の支給に関する法律(平成22年法律第18号)(以下「支援金法」という。)に基づき、その授業料に充てるために支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が就学支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p>	<p>高等学校等(以下「学校」という。)の生徒は、高等学校等就学支援金(以下「支援金」という。)の支給に関する法律(平成22年法律第18号)(以下「支援金法」という。)に基づき、その授業料に充てるために支援金の支給を受けることができる。</p> <p>申請をする生徒(以下「生徒」という。)が支援金を受給するためには、親権者を含む保護者(以下「保護者等」という。)の所得が一定基準以下であることが要件となっているため、保護者等の税額情報等を情報提供ネットワークシステムを通じて照会し、受給資格の判定を行う。</p>	事後	
令和6年3月11日	I 基本情報／2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム／システム1／①システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム(以下「就学支援金システム」とする。)	高等学校等就学支援金事務処理システム(以下「就学支援金システム」という。)	事後	
令和6年3月11日	I 基本情報／2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム／システム1／②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学支援金の支給に関する法等に基づき、福岡県知事が福岡県内の学校に在学する支給対象の生徒に支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。</li> <li>・支援金の申請者である生徒の情報を管理する。</li> <li>・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、本システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報等を取り込み、受給資格の審査を行う。</li> <li>・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。</li> </ul> <p>※本システムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援金法等に基づき、福岡県知事が福岡県内の学校に在学する支給対象の生徒に支援金を支給する事務を実施するために必要となる機能を備える。</li> <li>・支援金の申請者である生徒の情報を管理する。</li> <li>・税額情報照会の対象者(保護者等)の情報を管理し、保護者等を一意に特定するID(個人番号ではなく、就学支援金システム固有のID)を発番し、情報照会対象者(保護者等)の一覧を出力する。</li> <li>・情報提供ネットワークシステムを利用して取得した保護者等の税額情報等を取り込み、受給資格の審査を行う。</li> <li>・審査結果に基づき、受給資格を認定する通知書等を出力する。</li> </ul> <p>※就学支援金システムシステムに登録、参照する項目に個人番号は含まない。</p>	事後	

令和6年3月11日	I 基本情報／4. 個人番号の利用 ※／法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 91の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条</li> <li>・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項、別表第一 第91の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第66条</li> <li>・支援金法施行規則(平成22年文部科学省令第13号) 第3条</li> </ul>	事後	
令和6年3月11日	I 基本情報／5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※／②法令上の根拠	番号法第19条第8号、同法別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第58条各号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号、別表第二 第113の項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第58条各号</li> </ul>	事後	
令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要／2. 基本情報／③対象となる本人の範囲 ※	福岡県内の私立高等学校等に在学する生徒の保護者等	福岡県内の学校に在学する生徒の保護者等	事後	
令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要／2. 基本情報／③対象となる本人の範囲 ※／その必要性	就学支援金の受給資格認定審査にあたり、生徒の保護者等の課税情報を照会する必要があるため。	支援金の受給資格認定審査にあたり、生徒の保護者等の課税情報を照会する必要があるため。	事後	

令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要／2. 基本情報／④記録される項目／その妥当性	<p>○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報： 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。</p> <p>○連絡先等情報 ・4情報： 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。</p> <p>○業務関係情報 ・地方税関係情報、生活保護関係情報： 保護者等の課税情報等を基に、就学支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。</p> <p>・学校・教育関係情報： 生徒が就学支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。</p>	<p>○識別情報 ・個人番号、個人番号対応符号及びその他識別情報： 情報照会対象者(保護者等)を一意に特定するために保有する。</p> <p>○連絡先等情報 ・4情報： 生徒が提出した保護者等の個人番号に誤りがないことを必要に応じて基本4情報と突合して確認するために保有する。 ・連絡先(電話番号等) 生徒や保護者等への連絡のために保有する。</p> <p>○業務関係情報 ・地方税関係情報、生活保護関係情報： 保護者等の課税情報等を基に、支援金の支給を受ける資格を有することを判定するために保有する。</p> <p>・学校・教育関係情報： 生徒が支援金の支給を受けようとするときは、その在学する学校の設置者を通じて支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないため、生徒の学校情報を保有する。</p>	事後	
令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要／2. 基本情報／⑥事務担当部署	福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課	事後	
令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／③使用目的 ※	申請者である生徒が、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年3月31日法律第18号)第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するか審査を行う必要があるため。	申請者である生徒が、支援金法第3条第2項第3号又は同法第5条第2項に定める者に該当するか審査を行う必要があるため。	事後	
令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／④使用の主体／使用部署	福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課	事後	

令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要／3. 特定個人情報の入手・使用／⑤使用方法	生徒が就学支援金に関する法律第3条2項3号又は同法第5条2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報等を基に受給資格認定及び支給額の判定を行う。	生徒が支援金法第3条第2項第3号又は同法第5条第2項に定める者に該当するかの審査を行うため、保護者等の課税情報等を保護者等の個人番号を利用して把握し、把握した課税情報等を基に受給資格認定及び支給額の判定を行う。	事後	
令和6年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要／6. 特定個人情報の保管・消去／保管場所 ※ ※後半部分の記載省略	○就学支援金事務処理システム 就学支援金事務処理システムが設置されているデータセンターは、以下の対策の実施している。 ・昼夜問わず警備員が常駐・館内巡回し、入退館を24時間管理 ・監視カメラ等によって、入退館時・機器設置室への入退室時及びラック周囲、通路の状況を監視・記録 ・入館・入室の際に、センター要員による立会が必須 ・機器設置室の入室の際に、事前申請と写真付身分証の提示を義務付け ・機器設置室への入室の際にはICカードを使用し、入退室記録が自動的に取得される設備を保有 ・問題等発生時には、入退室者の特定が可能	○就学支援金システム 就学支援金システムが設置されているデータセンターは、以下の対策の実施している。 ・昼夜問わず警備員が常駐・館内巡回し、入退館を24時間管理 ・監視カメラ等によって、入退館時・機器設置室への入退室時及びラック周囲、通路の状況を監視・記録 ・入館・入室の際に、センター要員による立会が必須 ・機器設置室の入室の際に、事前申請と写真付身分証の提示を義務付け ・機器設置室への入室の際にはICカードを使用し、入退室記録が自動的に取得される設備を保有 ・問題等発生時には、入退室者の特定が可能	事後	



令和6年3月11日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要／(別添1)特定個人情報ファイル記録項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒氏名</li> <li>・生徒氏名(ふりがな)</li> <li>・生徒の生年月日</li> <li>・生徒の住所</li> <li>・生徒が在学する学校の名称</li> <li>・学校種・課程</li> <li>・当該学校での在学期間</li> <li>・履修単位数</li> <li>・保護者等の氏名</li> <li>・保護者等の氏名(ふりがな)</li> <li>・保護者等の連絡先</li> <li>・生徒との続柄</li> <li>・保護者等の個人番号</li> <li>・保護者等の統合宛名番号</li> <li>・課税先の市町村名</li> <li>・保護者等の市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額</li> <li>・保護者等の課税標準額及び市町村民税の調整控除の額</li> <li>・保護者等の生活保護関係情報</li> <li>・就学支援金の受給資格、支給額に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒氏名</li> <li>・生徒氏名(ふりがな)</li> <li>・生徒の生年月日</li> <li>・生徒の住所</li> <li>・生徒が在学する学校の名称</li> <li>・学校種・課程</li> <li>・当該学校での在学期間</li> <li>・履修単位数</li> <li>・保護者等の氏名</li> <li>・保護者等の氏名(ふりがな)</li> <li>・保護者等の連絡先</li> <li>・生徒との続柄</li> <li>・保護者等の個人番号</li> <li>・保護者等の統合宛名番号</li> <li>・課税先の市町村名</li> <li>・保護者等の市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額</li> <li>・保護者等の課税標準額及び市町村民税の調整控除の額</li> <li>・保護者等の生活保護関係情報</li> <li>・支援金の受給資格、支給額に関する情報</li> </ul>	事後	
令和6年3月11日	Ⅲ リスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／リスク: 目的外の入手が行われるリスク／リスクに対する措置の内容	<p>○学校からの入手について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号により情報照会を行う対象となる保護者等について、就学支援金の申請案内等で十分に周知の上、対象となる保護者等の個人番号のみ提出させるようにし、対象者以外の情報等不要な情報を収集することのないように徹底する。</li> <li>・申請書等により受領する場合に、保護者等の氏名を記載させることにより、受領した特定個人情報が対象者のものであることを確認する。</li> </ul>	<p>○学校からの入手について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号により情報照会を行う対象となる保護者等について、支援金の申請案内等で十分に周知の上、対象となる保護者等の個人番号のみ提出させるようにし、対象者以外の情報等不要な情報を収集することのないように徹底する。</li> <li>・申請書等により受領する場合に、保護者等の氏名を記載させることにより、受領した特定個人情報が対象者のものであることを確認する。</li> </ul>	事後	
令和6年3月11日	Ⅲ リスク対策／2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)／特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請は、高等学校等を通じて行うこととしているため、各学校に対し取り扱いの手引きを示す等、厳重な取扱いを行うよう求めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請は、学校を通じて行うこととしているため、各学校に対し取り扱いの手引きを示す等、厳重な取扱いを行うよう求めている。</li> </ul>	事後	

令和6年3月11日	Ⅲ リスク対策／3. 特定個人情報情報の使用／リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク／リスクに対する措置内容	・団体内統合宛名システムには、個人番号及び特定個人情報へのアクセス記録を保持する。 ・就学支援金事務処理システムでは、個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の課税等に関する情報のみを登録する。	・団体内統合宛名システムには、個人番号及び特定個人情報へのアクセス記録を保持する。 ・就学支援金システムでは、個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の課税等に関する情報のみを登録する。	事後	
令和6年3月11日	Ⅲ リスク対策／3. 特定個人情報情報の使用／リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク／ユーザー認証の管理／具体的な管理方法	・就学支援金事務処理システムでは、就学支援金事務を実施する職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与している。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定する。	・就学支援金システムでは、就学支援金事務を実施する職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与している。 ・パスワードについては、最長有効期間を定め、定期的に更新を実施するようシステムで制御するとともに、文字種の混在や桁数についても条件を設定する。	事後	
令和6年3月11日	Ⅲ リスク対策／6. 情報提供ネットワークシステムとの接続／リスク1: 目的外の入手が行われるリスク／リスクに対する措置の内容  ※後半部分の記載省略	<就学支援金事務処理システム> ・就学支援金事務処理システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の課税等に関する情報のみを電子媒体を利用したファイル連携により登録する。	<就学支援金システム> ・就学支援金システムでは個人番号を保有せず、情報提供ネットワークシステムを通じて入手した保護者等の課税等に関する情報のみを電子媒体を利用したファイル連携により登録する。	事後	
令和6年3月11日	Ⅲ リスク対策／9. 従事者に対する教育・啓発／従事者に対する教育・啓発／具体的な方法	<高等学校等就学支援金事務処理システムにおける措置> ・職員に個人情報保護に関する研修を受講させる。  <団体内統合宛名システムにおける措置> ・職員に特定個人情報を扱う業務に携わる前に個人情報保護に関する研修を行う。	<就学支援金システムにおける措置> ・職員に個人情報保護に関する研修を受講させる。  <団体内統合宛名システムにおける措置> ・職員に特定個人情報を扱う業務に携わる前に個人情報保護に関する研修を行う。	事後	
令和6年3月11日	Ⅳ 開示請求、問合せ／2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ／①連絡先	福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課私学第3係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3139	福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課修学支援係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3139	事後	
令和6年3月11日	Ⅴ 評価実施手続／1. 基礎項目評価／①実施日	平成31年1月4日	令和6年1月19日	事後	